消費税率引上げに伴う経過措置

2019年10月1日に消費税率が8%から10%に引上げられます。本セミナーでは、前回の消費税率引上げ(2014年4月1日の5%から8%への引上げ)時の実務を経験していない経理・税務ご担当者様を対象に、適用税率の原則的な考え方や経過措置の内容、実務上の留意点等について解説します。

日時

平成31年2月25日(月)

9:30~11:30(受付9:00より)

会場

品川シーズンテラス アネックス棟 ホール

http://sst-sr.jp/access/

(前回開催時と会場が異なるためご注意ください。)

講師

税理士 佐々木 みちよ

受講料

無料(顧問先様限定)

■解説予定項目■

- ▶適用税率の基本的な考え方
- ▶税率引上げに伴う経過措置(工事の請負等に関する経過措置・資産の貸付けに関する経過措置・旅客運賃等に関する経過措置・電気料金に関する経過措置・通信販売に関する経過措置 等)

≪お申込方法 ≫ 弊社HPにアクセスの上 (<u>http://www.aiwa-tax.or.jp/</u>) セミナー情報からお申込みください。

定員 70名(先着順)

申込期限 平成31年2月18日(月)

受講票は、申込み期限日以降に、順次メールにてお送りさせていただきます。

なお、定員に達した場合、お断りさせていただく こともございますので、ご了承ください。



JR/京急 品川駅(港南口)より徒歩6分

本申込みによってお知らせ頂いた個人情報は受講諸手続きに使用させていただくほか、当社サービスに関するご案内に使用させていただく場合がございます。また、登録情報は厳重に管理し、第三者に開示することは一切ございません。

申込先・お問合せ:あいわ税理士法人セミナー事務局 名倉

〒108-0075 東京都港区港南2-5-3 オリックス品川ビル4階 TEL 03-5715-3316 FAX 03-5715-3318